



Title	十勝畑作地帯における農地市場の性格と中農層の形成 : 戦間期を対象として
Author(s)	坂下, 明彦; SAKASHITA, Akihiko
Citation	北海道大学農経論叢, 43, 1-23
Issue Date	1987-02
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/11008">https://hdl.handle.net/2115/11008</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	43_p1-23.pdf



# 十勝畑作地帯における 農地市場の性格と中農層の形成

—戦間期を対象として—

坂 下 明 彦

## 目 次

はじめに.....	1
1. 農地市場の変動と地主的土地所有.....	2
1) 土地所有の性格と農地市場の動向.....	2
2) 農地市場への国家介入.....	5
3) 農地市場と地主類型.....	10
2. 農村階層構成の変化と中農層.....	15
1) 十勝における農民層分解の態様.....	15
2) 農村階層構成と中農層の形成.....	19
おわりに.....	23

## はじめに

従来、北海道の農村社会構造の解明に際して、中農層の分厚い形成がその基盤として指摘されてきた。そして言うまでもなく十勝畑作地帯はその中核の一つを形成している。北海道的な中農層は政治的には戦後独自に展開をみせた農民組織、「農民同盟」の組織基盤であり、また経済的には「ホクレン王国」とまで称される北海道の農協組織の強靱性の存立基盤をなしてきた<sup>1)</sup>。しかし、その歴史的な解明は、戦後一時期の意欲的な追求の後には、その重要性にも関わらずほとんど見られないと言ってよい<sup>2)</sup>。

- 
- 1) 農民同盟の性格づけについては、太田原高昭「北海道農民の政治意識」(湯沢誠編著『北海道農業論』, 日本経済評論社, 1984年), 「ホクレン王国」の性格については榎 勇「北海道の農村社会と農協」(矢島武先生定年退官記念事業会『現代農業経営経済新説』養賢堂, 1972年)を参照のこと。
  - 2) 崎浦誠治氏の一連の研究(代表的には「十勝における農業進化の様相」北海道, 1950年), 湯沢誠氏の北海道農業論, 浅田喬二氏の北海道地主制論および『北海道農業発達史』など。尚, 近年吉田英雄氏による精力的な農法研究があり注目される(梶井功編著『土地利用方式論』農林統計協会, 1986年参照)。

十勝農業は、軽しような火山灰地上に展開し、しかも浸潤であるという気候のもとで、大陸とは異なった労働集約的な2頭曳耕うん体系に基づくプラウ農法を形成した。かかる技術的基盤のうえで戦間期において北海道内でも有数な大規模経営農家群を成立させ、それが戦後展開の基礎をなしていると思われる。本稿では「原型期」として位置づけられる戦間期を対象として、北海道的な中農層を代表すると考えられる十勝畑作地帯の農家群の存在形態の解明を意図している。その場合、問題は土地所有構造の変容と1930年代の農村階層構成の特質、そのもとの主導的農民層の動向に帰結する。そこで、第一には土地所有構造の変化をその流動性に着目して、農地市場とそこでの政策の介入のあり方を重視して検討を加える。さらに第二には、1930年代の農民層分解の態様を分析し、「大農経営」の性格と自小作展開の実態について考察を進めていく。

なお、分析に当たっては統計資料による一般化に努めたが、資料上の制約から多くは事例分析の枠内に留まっている。他日を期したい。

## 1. 農地市場の変動と地主的土地所有

### 1) 土地所有の性格と農地市場の動向

十勝における農民の性格を考える場合、まずそのよってたつ土地所有そのものの性格を問題としなければならない。

しかしその際、土地所有関係が集落構造を媒介として比較的固定的である府県とは、その様相を異にすることに注意する必要がある。このことは、とりあえず次の二点において現れる。第一に、国有未開地処分によって成立した土地所有そのものが非常に流動的であり、投機的な土地所有とそれを媒介するブローカーが多数存在し<sup>3)</sup>、農地市場の性格が府県とは異質である。しかも農地全体が農産物価格の長期変動にほぼ対応して耕境を膨張・縮小し、固定的ではなかった。また当時の豆作を主体とする技術水準のもとでは<sup>4)</sup>、「家

---

3) 帯広市史編纂委員会編『大正村史』によれば、第一次大戦期に設立された土地売買会社は1919年だけでも東部雄穀、北海道殖産、十勝開拓、十勝興業、十勝商事の5社にのぼる (p.263)。

4) 豆作の技術的性格については三田保正「北海道における豆類の生産と農業技術」(『北海道農業研究』22号、1962年) 参照。

族労作経営」における規模拡大は、のちに述べるように雇用労働力を補完としながらも保有労働の多寡に規定されざるを得なかった。さらに、十勝地域への入植は団体入植を除けば、道南・空知・上川支庁等の開発が比較的早い地域からの再入植に依存しており、農家そのものの定着性も低かった。第二には、府県における土地利用と商品化との相違である。十勝農業は畑作を基幹とし、そこにおける商品化は世界市場に結合されており、価格変動は激烈であった。また、小作料は比較的価格変動の小さい大豆による物納制と金納制の併用が一般的であったと言われるが、その水準が低位であることがとりもなおさず府県における地主的土地所有のもつ保険機能の欠落を意味していた。

このように、十勝の土地所有は、農地そのものの流動性（耕境変動）、土地所有者そのものの流動性、耕作者の流動性、そして耕作面積規模における労働力保有の規定性の強さなど、土地所有が第一義的に規定性をもつ府県の土地所有とは多くの異質性を有していた。その意味では、土地問題の解明においては府県における地主＝小作関係分析の援用は許されず、国有未開地処分を含めた農地市場のダイナミズムそのものから分析を進めることとする。

まず最初に、私的所有権の設定そのものである国有未開地処分と畑地面積の動向を、1908年の法改正後について示したのが図1である。1900初年代初頭、40千町を数えた大土地処分はその後10千町台に減少をみせ、分析対象の初年代末に再び40千町のピークをむかえる。以降、第一次大戦後の小ピークをもつものの停滞的に推移する。これは言うまでもなく、開拓地の枯渇を表している。これに対し、小農育成を狙いとして新たに制度化された「特定地」の処分は、1917年まで5千町前後で推移し一定の成果をおさめるが、その後は反動恐慌期での減少、景気回復後の漸増、昭和恐慌下での減少と景気循環に対応した動きを示しながら全体的には縮小をみせる。何れにしても、1920年代に至ると国有未開地処分はそのウエイトを低下させるのである。以上の土地処分の動向に対し農地面積は第一次大戦期の急増、戦後反動恐慌期の微減、1920年代末からの再度の急増となり、1937年にピークとなる（以降減少し1947年に154千町；1929年水準）。すなわち、この比較からも明らかかなように1920年代末からの農地拡大は既処分地の開発に多くを依存することになるのである。

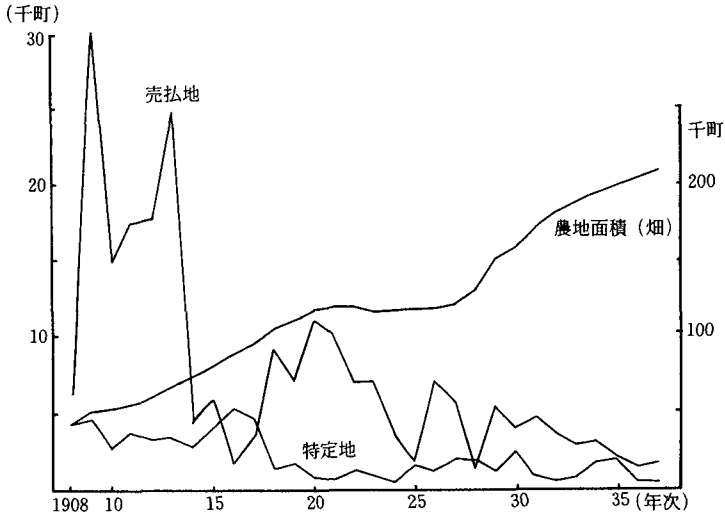


図1 十勝における国有地処分と農地面積

注1) 浅田喬二『日本資本主義と地主制』pp.79~81, 92~93より作成。

2) 単位は国有地処分は左軸、農地面積は右軸。

こうして形成された私的所有が構成する農地市場の動向を土地登記資料から見たのが表1である。資料の制約から第一次大戦後の反動恐慌とその回復過程の動向をうかがうことはできない<sup>5)</sup>。しかし、農地の抵当流れや自作戸数の減少に示される激しい農民層分解を考えれば、反動恐慌前半の停滞の後の農地移動はかなり激しいものが予想され、1920年代の農地市場拡大のピークは1920年代半ばに想定される。資料の得られる1927年からの農地市場の動きを見れば、その特徴は昭和恐慌期における急速な縮小であり、1932年でボトムをむかえる。これを先の農地面積の動向と重ね合わせると恐慌期には農地の外延的拡大の方向が強く現れていることがわかる。しかし農地市場も1934年には急拡大を示し、やや停滞的な期間をはさんで1939年に恐慌前の水準を回復する。土地抵当権登記はこれに対応して、昭和恐慌期における急増（ピーク1931年）とその後の減少傾向のうちに推移する。ただし後半は農

5) 北海道庁『産業調査報告書第1巻』によると、帯広登記所管内での土地売買は1910年で541件、3,254町、翌1911年では646件、3,954町、その価格総額は263千円となっている。

十勝畑作地帯における農地市場の性格と中農層の形成

表1 十勝における農地移動および抵当権設定の動向  
(件, 千円)

	売 買 登 記		土地抵当権の登記	
	登記件数	金額	件 数	金額
1927	1,475	1,257	916	976
28	1,678	1,392	954	1,224
29	1,539	1,384	981	1,133
30	1,332	1,148	1,258	1,896
31	1,196	813	2,032	1,587
32	1,124	866	1,620	1,353
33	1,161	735	961	757
34	1,541	1,011	1,062	918
35	1,300	815	1,016	886
36	1,334	881	1,114	935
37	1,438	1,135	995	1,036
38	1,573	1,065	755	881
39	1,749	1,316	489	706
40	1,844	1,844	548	982

注) 1) 拓銀調査課『北海道樺太の不動産売買及抵当起債状況近年の趨勢就いて』1942年より作成。  
2) 十勝とは帯広支店の郡部とした。

地市場の急拡大とは対照的に減少が緩慢であり、農地市場拡大の人為性が示唆されている。地価（中畑）の動向についても農地市場の拡大・縮小にほぼ対応している。資料の得られる1933年までの期間では、第一次大戦期の1919年をピーク（36.6円）として23年にボトム（21.0円）をむかえ、27～30年に再度37円台にまで上昇したのち、恐慌期に下落をみせる（1933年27.1円<sup>6)</sup>。

このように農地市場は景気変動に平行な対応をみせ、こうした流動的な土地所有を前提として次に述べる農地市場への国家介入も有効性を持ち得たのである。

## 2) 農地市場への国家介入

以上の動向にも示唆されていたように、1930年代に至ると民有未墾地開発

6) 北海道庁経済部『北海道の小作事情（其ノ二）』1935年による。

表2 農地政策の転換(十勝)

(町)

	国有未開地		民有未	自作農
	大土地処分(A)	特定地(B)	墾地(C)	創設地(D)
1926	7,091	1,241	—	344
27	5,714	2,033	3,919	323
28	1,528	1,863	4,427	457
29	5,440	1,223	?	491
30	3,934	2,455	?	556
31	4,656	624	1,303	599
32	3,576	504	1,644	1,003
33	2,808	827	?	1,372
34	3,076	1,845	1,973	5,436
35	2,072	1,942	?	5,153
36	1,354	599	?	3,433
37	1,677	436	?	1,686
38			?	2,950
39			?	1,255
40			14	?
26—40	42,926	15,592	32,934	25,063

注1) 浅田喬二【北海道地主制史論】1963年および北海道庁  
 【自作農創設維持資金貸付成績表】、北海道庁【民有未墾地  
 開発事業実施概況】(各年次)より作成。

事業と自作農創設事業により国家の農地市場の介入が本格的展開をみせる<sup>7)</sup>。その実績を先の国有未開地処分と比較したのが表2である。両者は未墾地、既墾地とその性格を異にするが、とりあえずその実績を概観していこう。まず民有未墾地開発事業は北海道第二期拓殖計画に組み込まれ、1927年

7) 北海道の自作農創設事業については拙稿「北海道における自作農創設政策の展開と特質」(『農経論叢』41集, 1986年)を参照のこと。

十勝畑作地帯における農地市場の性格と中農層の形成

から事業が開始される。それは自作農創設が本格化する以前の1920年代後半から30年代前半にかけて事業を増加させ、特に前半期には大土地処分に匹敵する実績を示す。これに対し1926年から実施をみる自作農創設事業は、1934年の大蔵省預金部資金の導入後急増し5千町を越える伸張が認められる。両者の1926年から40年の実績の累計を国有未開地処分と比較すると、ともに58千町程度の実績を示し、面積的にはほぼ同水準の成果をあげている。しかし、自作農扶植政策としてみた場合、「特定地」払い下げは15千町に過ぎず、民有未墾地開発事業がその重点を成していることが確認できる。しかも国有地処分は優等地から進行し、残存する国有未開地は当然劣等地を多数含むこととなり、民有未墾地開発事業は耕地の残された外延的展開として重要な意味を持っていたとすることができる。この点1930年代初頭の農地拡大の動向と符合する動きである。

他方、既墾地の農地市場に占める自作農創設事業のウエイトを見たのが表

表3 農地市場における自作農創設の位置

(千円, %)

	農地移動	自作農創設	比 率
1927	1,257	75	6.0
28	1,392	104	7.5
29	1,384	110	7.9
30	1,148	149	13.0
31	813	118	14.5
32	866	227	26.2
33	735	309	42.0
34	1,011	1,245	123.1
35	815	1,010	123.9
36	881	660	74.9
37	1,135	335	29.5
38	1,065	539	50.6
39	1,316	234	17.8
合 計	13,818	5,115	37.0

注1) 北海道庁経済部『自作農創設維持資金貸付成績表』1942年および拓殖銀行『北海道樺太の不動産売買及び抵当起債状況の趨勢に就て』1942年により作成。

3である。農地移動面積については資料が存在しないため、金額ベースでの比較によるしかないが、昭和恐慌期の農地移動の激減により自作農創設のウエイトは高まってくる。そして、大蔵省預金部資金が「北海道土地購入資金」の名目で特別枠として投入される1934年以降の数年は、自作農創設による農地移動が農地市場の大方を占める状況が出現するのである。こうした昭和恐慌下における国家の農地市場への直接的な介入の意図は、閉塞化した農地市場下で大量の資金投入により小作農場を解体することであり、その効果も大きかったと言える。その後、農業恐慌からの脱出により地主経営の好転がもたらされ、自作農創設の比重は再び低下する。しかし、農地調整法のもとで小作農場の転売が制限され、特に報奨金制度が開始される1943年からは再び激増をみせるのである<sup>8)</sup>。

こうした農地市場の動向を背後から規定している小作農場経営の危機は、土地抵当権登記の動向にその一端が現れていた。以下やや立ち入ってその動向を確認しておこう。先に触れたように、地主的土地所有の存立基盤である小作料の実態は必ずしも全面的に明らかになっていないが、一般的には十勝畑作地帯の主産物である豆の物納が支配的であったと言われ<sup>9)</sup>、地主による雑穀の販売収益がその基盤となっていた。表4は十勝の中心部に位置する幕

表4 物納小作料の比重(幕別—1941年)

(戸、町)

小作地面積	形態別地主数			形態別小作地面積				
	物納	金納	計	物	納	金	納	計
1～ 5	21	6	27	75.5	19.0	94.5		
5～ 10	35	15	50	191.5	99.5	291.0		
10～ 30	27	7	32	405.1	119.0	524.1		
30～ 50	7	1	8	288.1	38.5	326.6		
50～ 100	9	—	9	594.5	—	594.5		
100～	5	—	5	5,426.8	—	5,426.8		
計	102	29	131	6,981.5	276.0	7,257.5		

注1) 崎浦誠治『十勝大豆の経済構造』p.6より。資料は村農地委員会適正小作料算定資料。

8) 同上ならびに『北海道農地改革史(下巻)』, 1954年を参照。

9) 『北海道農地改革史(上巻)』, 1954年, pp.284～5を参照。

## 十勝畑作地帯における農地市場の性格と中農層の形成

別町における物納制の比率を示しているが、30町以上の地主においてほぼ全農場において物納制が採られ、その支配面積は全小作地の96%を占めていた。こうした構造は、地主経営を昭和恐慌期における実納小作料の低下と農産物価格下落の挾撃に遭遇させしめ、その危機をより鋭いものとしたと言える。事実、第一次大戦期から戦後反動期にかけて増加の一途をたどり、20年代には45万円の水準を堅持していた所得総額は、1930年以降農業恐慌と連続冷害のもとで急落し、回復をみるのは1938年のことである。また反当所得をみても同様の動きをみせる（図2）。

恐慌脱出後、小作農場（地主）経営は一定の安定性を回復するが、農地調整法とそのもとの小作料適正化政策は地主的土地所有の存立基盤を基本的な部分で掘り崩したと言ってよい。その実績は表5に示したが、この何よりの狙いは物納制の廃止と金納化にあり、その実施と小作料額の50%以下への引下げは、地主的土地所有に大打撃を与えたことは言うまでもない。この背景には労働力不足による耕作放棄、作付統制による豆作の制限があり、戦時食糧増産体制の構築が意図されていたことはいうまでもない。こうした条件

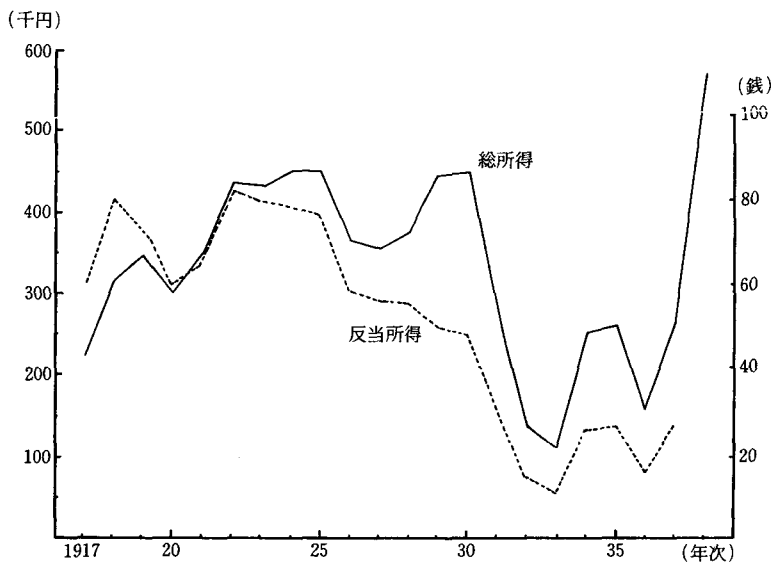


図2 十勝における小作所得の動向（畑作）

注1) 【札幌税務監督局統計書】各年次より作成。

表5 小作料適正化の展開(十勝)

(町, 千円, %, 戸)

	実施 町村数	統制面積	既存小作料 A	改正小作料 B	B / A	貸主数	借主数
1940	1	100.2	7,772	1,752	22.5	1	12
41	12	53,354.2	3,060,315	1,266,760	41.4	3,598	7,303
42	6	9,055.5	452,498	226,826	50.1	739	1,457
43	1	2,226.2	165,627	87,933	53.1	163	248
44	1	312.0	25,179	9,002	35.8	42	58
畑作計	20	65,048.2	3,711,392	1,592,475	42.9	4,543	9,078
水田	5	1,854.2	7,167	5,002	69.8	458	684
合計	20	66,902.4				5,001	9,762

注1) 【北海道農地改革史(上巻)】より作成。

のもとで戦時末期には自作農創設事業が一段と推進され、農地改革の足固めがなされるのである。

### 3) 農地市場と地主類型——常盤集落の事例

以上の統計的な観察をさらに深めるため、一集落の事例をとり、土地台帳の整理から農地の移動状況ならびに地主的土地所有の形成と崩壊を跡づけていこう。対象地は、旧大正村中札内地区の常盤集落である。

対象集落の国有未開地払い下げは、1896年の殖民地区画選定を受けて、1909年から12年の4年にわたって行われ、50名、513.6町の土地所有が確立する<sup>10)</sup>。それ以降、農地改革までの農地移動の状況を集落内の107の植民区画(300間×300間、以下団地と称する)について整理して示したのが表6である。すでに払下げ期間内ののべて総団地の半数が移動するが、つづく第一次大戦期ではさらに増加し、総団地数に匹敵する農地の移動がみられる。しかしこの段階での「自作化」団地(自作農による所有)は19団地(全体の18%)にすぎず、この過程で地主的土地所有が広範に成立したことが確認できる。

集落内の主要地主は、表7に示すとおりであるが、いずれも1920年以前の

10) 【常盤開拓八十年記念誌】1984年による。尚、当集落への入地は1905年の4戸から始まる。

十勝畑作地帯における農地市場の性格と中農層の形成

表6 常盤集落の農地移動

	払下げ 団地数	移 動 団地数	「自作化」 団地数
1909～14	105	52	17
1915～20	* 2	102	2
1921～26		5	0
1927～33		102	11
1934～45		77	49
農地改革		28	28
合 計	107	366	107

注1) 土地台帳より作成。

2) \*は土地台帳の脱落によるが、そのままとした。

3) 「自作化」団地とは、農地改革時点での所有権（自作地）の発生年次の団地をいう。

表7 常盤部落の主要地主

土地所有者	団地数	面 積	分 解 時 耕作者数	成立期間	備 考
島谷＝高倉	28	137.2町	15戸	1909～34	札幌・旭川・北見・帯広
笹島	18	76.5	8	1919～27	帯広
内山	13	53.6	4	1913～農改	耕作地主 中札内
山本	6	31.2	4	1911～々	増減あり 中札内
	(+ 2)	(+8.8)	(+ 1)		
早苗	4	21.5	3	1911～々	芽室
川原	3	13.1	1	1920～々	中札内
前田	5	25.9	1	1917～35	自 作

注1) 土地台帳より作成

土地取得となっている。そのうち、島谷＝高倉農場、笹島農場は、不在村地主であり、それぞれ土地取得において典型的な二類型を示している。島谷＝高倉農場は、1909年島谷伊三郎（所在：札幌、1917年旭川、1919年野付牛）によって土地払い下げがおこなわれ（28団地、137.2町）、1920年高倉安次郎（所在：帯広、商人）、1928年作田太郎（所在：帯広、競売落札による）、

1933年十勝拓殖KK（判決による移転）と転売された小作農場である。1934年以降分割売買され、14戸に引きつがれる。農場の存立期間は25年である。これはまさに国有未開地処分によって成立した北海道の地主的土地所有の典型をなしている。

他方、第二の農地集積型の典型が笹島農場である。その集積過程と解体は図3に示すとおりである。すなわち、払い下げ後の小地主による集積農地と自作地を第一次大戦後に一気に集中したものであり、時期的にみて大戦後の反動恐慌下での農地担保の債権回収による土地取得とみてまちがいないであろう。その規模は18団地76.5町であり、5名からの土地取得にもかかわらず、一大団地を形成している。農場の存在期間は1919～27年の9年間にすぎず、1927年には3戸の自作農と1戸の小地主（12団地）に売却され、その後自作化されていく。

これに対し内山農場は耕作地主であり、1913～16年にかけて、豊岡家（在村耕作地主、五作・三右エ門・ミナ・和吉の各名義で10団地、39.1町）と松森家（3団地14.9町）より土地購入を行い、年雇導入による大面積経営を行った<sup>11)</sup>。内山農場は農地改革まで存続し、集落内では3戸に解放し、残存小作地はおよそ20町となった。

以上のようなタイプを含みながら、第一次大戦前に地主的土地所有は成立するが、1920年代は、さきにふれた小作農場の転売を除き、農地移動は少なかったといつてよい。1921～26年の移動団地は5団地にすぎず、1927～33年は大戦期と同様102団地の移動があるが、高倉農場の2度の転売を含んでおり、「自作化」団地は11にすぎなかった。この1920年代の動きは地主的土地所有の動揺、地主経営の悪化を示すとはいえ、その解体が自作化へはつながっていないかった。

それが急速に進むのが1934年以降の時期である。島谷＝高倉農場の分割解

- 11) 前掲『常盤誌』によると集落外にも150町程度の土地取得を行い、小作経営をも行ったとされる。尚、1915年から29年まで村議を務めている。
- 12) 北海道庁経済部『自作農創設維持資金貸付成績表』（1942年）によれば、旧大正村では1933～39年の実績で1,381.3町（年平均197.3町）、24万3000円、114戸の自作農創設が行われている。1940年以降は不明であるが、全道的傾向からみて特に1943年以降の増大が考えられる。

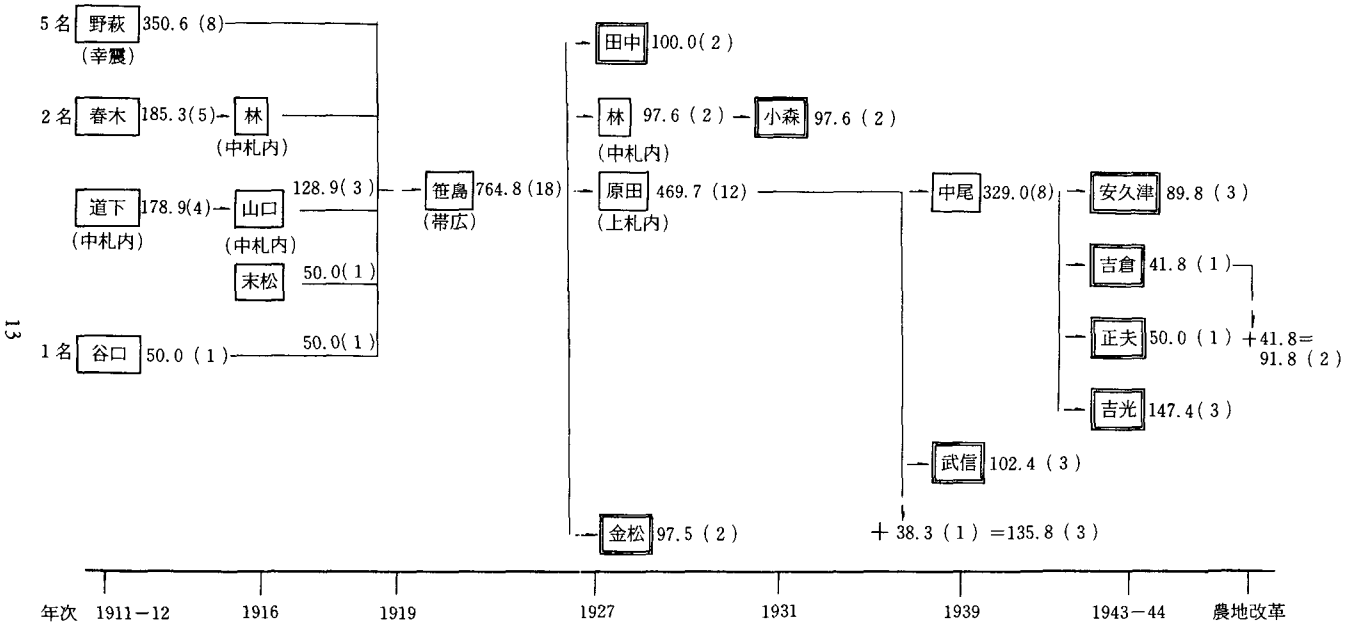


図3 菅島吉次郎(帯広)の土地集積

表8 自小作別農家構成の変化(大正村)

(戸, %)

年次	自 作					自 小 作					小 作					總 計				
	～5	5～10	10～30	30～	合計	～5	5～10	10～30	30～	合計	～5	5～10	10～30	30～	合計	～5	5～10	10～30	30～	合計
1931	12	117	309	50	488	1	28	237	30	296	31	77	265	13	386	44	222	811	93	1,170
34	23	146	397	40	606	2	30	243	65	340	28	87	331	20	466	53	263	971	125	1,412
36	20	181	392	39	632	13	40	277	30	360	52	135	313	11	511	85	356	982	80	1,503
38	36	95	368	33	532	7	40	281	26	354	48	93	297	12	450	91	228	946	71	1,336
40	24	71	411	25	531	10	48	260	18	336	52	79	275	5	411	86	198	946	48	1,278
1931	1.0	10.0	26.4	4.3	41.7	0.1	2.4	20.3	2.6	25.3	2.6	6.6	22.6	1.1	33.0	3.8	19.0	69.3	7.9	100.0
34	1.6	10.3	28.1	2.8	42.9	0.1	2.1	17.2	4.6	24.1	2.0	6.2	23.4	1.4	33.0	3.8	18.6	68.8	8.9	100.0
36	1.3	12.0	26.1	2.6	42.0	0.9	2.7	18.4	2.0	24.0	3.5	9.0	20.8	0.7	34.0	5.7	23.7	65.3	5.3	100.0
38	2.7	7.1	27.5	2.5	39.8	0.5	3.0	21.0	1.9	26.5	3.6	7.0	22.2	0.9	33.7	6.8	17.1	70.8	5.3	100.0
40	1.9	5.6	32.2	2.0	41.5	0.8	3.8	20.3	1.4	26.3	4.1	6.2	21.5	0.4	32.2	6.7	15.5	74.0	3.8	100.0

注1) 【北海道統計】43, 65, 88, 106号より作成。

2) '31, '34年は中嶋信「地主制の危機と産業組合拡充運動」p.75による

体は1934年であり、また笹島農場も1927年を起点に1943・44年までほぼ自作化が完成する。資料的には確認できないが、この自作化は自作農創設事業によるものとみて間違いない。旧大正村全体では1933年から自作農創設が開始され、毎年150町程度が実施されている<sup>12)</sup>。この結果、1934～45年に49の団地が「自作化」され、団地数でみる限り、農地改革をまつまでもなく74%が自作化されているのである。

## 2. 農村階層構成の変化と中農層

### 1) 十勝における農民層分解の態様

以上の地主的土地所有の後退、「自作化政策」のもとで、1930年代の農民層の構成はいかなる変容を見せたであろうか。十勝支庁全体の動向を一括して見ることは農地開発の地域差が平均化されて問題をはらむので、中央部に位置する大正村を対象にして以下分析を進めていくことにする。まず自小作別の経営耕地規模の分布の変化を示したのが表8である。総戸数はすでに1920年で1,463戸を数えていたが<sup>13)</sup>、1920年代後半に減少して1931年時点では1,170戸となっており、その後景気回復とともに増加をみせ(1936年1,503戸でピーク)、再び農外の労働力吸収により減少し1940年には1,278戸となる。階層別では10～30町層が70%前後をしめ全期間を通して中心的階層を堅持する。1930年代前半の恐慌期の特徴は30町以上層が自作・自小作を中心に比率を高める点にあり(1934年9%)、1930年代後半ではそれが減少して自小作の10～30町層が増加し、全体として自小作のウエイトが高まってくる<sup>14)</sup>。このように1930年代の階層構成の特徴には前半と後半において大きな変化があるので、それぞれ特徴を代表する階層の性格を吟味していくこととしよう。

---

13) 【十勝国大正村勢一覽】1921年。なお自作583戸、自小作271戸、小作609戸となっている。

14) かつて湯沢誠【北海道農業論序説】において、1935～40年の十勝における町村別の農民層分解の詳細な分析が行われている。そこでは5～10町集約化、10～30町自作固定化、10～30町自小作化、上向化という町村区分が行われ(p.89)、大正は自作固定化に位置づけられている。しかし、詳細にみれば1930年代後半の動きは自小作化の方向として理解できる。

その第一は前半期の30町以上経営,いわゆる「大農経営」の性格である<sup>15)</sup>。これに関しては1932年の北海道庁の調査(『大農経営に関する資料』)がその性格をある程度示しており,その中から大正村の4戸の事例を整理したものが表9である。調査は50町以上を対象としているが,耕作面積は最高で75町,最低で47.5町となっている。作付構成では経営によってやや相異があるが,大豆,菜豆の割合が高く,つづいて豌豆の順であり,全体では言うまで

表9 「大農経営」の概要(大正村,1932年)

(町, 頭, 名, 円)

農家 番号	耕作地			作付面積						馬 頭 数	労働力				収 支			
	所有	借入	合計	大豆	小豆	菜豆	豌豆	燕麦	その他		小計	家族	年雇	臨時	小計	販売額	現金支出	差額
1	60.0	15.0	75.0	30.0	2.0	14.0	10.0	4.0	2.8	62.8	11	5	3	0.6	8.6	4,000	1,170	2,830
2	50.0	50.0	50.0	25.0	8.5	7.5	6.0	2.0	1.5	50.5	10	3	3		6.0	1,000	2,287	△ 1,287
3	33.5	16.5	50.0	6.0	4.0	9.5	9.5	2.5	2.0	33.5	5	4	1	1.3	6.3	1,200	1,657	△ 457
4	47.5	47.5	47.5	5.0	4.0	23.0	14.0	3.0	3.0	52.0	7	5	3		8.0	1,000	1,577	△ 577

注1) 北海道庁農産課『大農経営に関する資料』1934年より作成。

2) 作付面積と収支は1931年の実績。

3) 労働力中臨時雇用は160日=1名で換算。

表10 階層別所有・借入面積(十勝,1940年)

(戸, 町)

経営規模 (町)	農 家 戸 数			耕 作 面 積				
	自 作	自小作	小 作	自 作	自 小 作			自 作
					所 有	借 入	計	
~ 5	—	—	2	—	—	—	—	3.9
5~10	7	3	5	8.8	5.6	3.0	8.5	6.6
10~15	14(2)	9(2)	6	12.1	7.9	4.8	12.8	12.2
15~20	13(1)	7(1)	5	17.5	12.2	5.1	17.3	15.5
20~30	5(1)	11	4	23.7	14.0	9.1	23.1	21.9
(10~30)	(32)	(27)	(15)	(16.1)	(11.5)	(6.7)	(18.2)	(15.9)
30~	2	1	1	39.8	16.5	16.5	30.3	30.0

注1) 中央農業会『適正規模調査報告(第五輯)』1943年より作成。

2) 調査農家95戸は,鹿追,音更,芽室,大樹の各村一部落の悉皆。

3) ( )は貸付農家数を表す。

15) これに関しては戦前期には渡辺侃の独自の調査に基づく「北海道に於ける大農経営」(『社会政策時報』230号,1939年),戦後では崎浦誠治「大農経営の構造分析」(矢島武編『農業経営新説』養賢堂,1954年)が代表的である。

もなく豆類が圧倒的比率を有している。耕馬頭数では全て5頭以上であり、当時の二頭曳プラウで二組以上を有していたことになる。労働力は家族労働力が主体であり、それに年雇が加わって6～8名となっている。もう一点注目されるのは4戸のうち2戸で借入地があり、先の自小作的展開が裏付けられている。

つぎに自小作中農層の性格を1940年の『適正規模調査』によって見ていこう(表10)。まず先の分析で10～30町層の膨らみとして現れていた階層はこのデータによれば二分され、10～20町の階層での自小作に対する自作戸数の優位と20～30町層でのその逆転が現れている。また自小作農家における所有面積と借入面積を比較すると、15町未満層では所有面積の大小が耕作規模を規定しているのに対し、15町以上(特に20町以上層)では所有面積は変化せず借地面積の増加によって規模拡大が行われていることが予想される。この点と先の自作・自小作戸数の逆転を考えると、上向展開における自作→自小作というシェーマが拮定される。いわば自作の借り足しによる規模拡大の道である<sup>16)</sup>。

以上、1930年代の農民層の上向展開においては二つのパターンが検出されるが、その関係については必ずしも明らかではない。しかし何れの場合においてもその耕作規模は労働力保有と強い関連を有すると思われるので、以下やや立ち入って検討を加えておこう。同じく『適正規模調査』によって両者の関係をみると明確な相関が現れており(表11)、家族労働力を中心とした労働力保有が経営規模を規定するという関係が読み取れる<sup>17)</sup>。しかも一労働力当りの耕作面積はサンプル数の少ない30町層を除き10～30町層では大きな変化が見られず、むしろ20～30町より15～20町が大きく出ている。このことは豆作を中心とした十勝農業の技術構造が二頭曳プラウを有する10町

16) 湯沢誠「十勝農業」(農林省【北海道農業生産力研究】、1957年)においてもこの点が注目され以下の指摘がある。「昭和10年をすぎると、新たに分家して三戸分に足りない自作、或は三戸分をもつたうえに一層の前進を図ろうとした自作がいずれも自小作化して経営を拡大している。このことは一方では、移転小作人の後釜が次第に手に入れにくくなったこと、他方では経営拡大を志向する農家は自作地買入れ(未墾地にしろ既墾地にしろ)によらず、小作地借入れによっていたことを示す。」(p.359)

17) 土地に対する労働力の規定性については田畑保【北海道の農村社会】日本経済評論社、1986年、第4章2節「農家と土地との関係の特質」が的確な整理をしている。

表11 耕作規模と労働力保有

	(戸, 町)							
	保 有 勞 働 力 数				一労働力当り耕作面積			
	自 作	自小作	小 作	総 計	自 作	自小作	小 作	総 計
～ 5	—	—	1.4	1.4	—	—	2.8	2.8
5～10	2.2	2.2	2.2	2.2	4.0	3.9	3.1	3.6
10～15	2.5	2.8 ( 0.2)	2.9	2.7	4.8	4.6	4.2	4.6
15～20	3.1 ( 0.2)	3.5	2.9 ( 0.2)	3.2	5.6	4.9	5.3	5.4
20～30	5.3 ( 0.6)	5.2 ( 0.2)	5.2 ( 0.5)	5.2	4.5	4.4	4.2	4.4
30～	4.8	5.1	5.9	5.2	8.3	5.9	5.1	6.8

注1) 中央農業会『適正規模調査報告(第五輯)』1943年より作成。

2) ( )は内数で年雇を表す。

以上層においては等質的であり、大経営は家族労働力を中心とする労働力の量に規定されていることを示している<sup>18)</sup>。従って、経営規模は家族労働力のライフサイクルによる変動に大きく規定され<sup>19)</sup>、他方では外部労働力の調達構造(労働市場と賃金水準)によって変動することとなる。特に1930年代後期は後者の要因が急増を示した時期であり、年間雇用労働者(年雇)は北海道全体で1933年の12千戸から1938年の27千戸へと2倍以上の増加を示している<sup>20)</sup>。十勝でも同様の傾向を示し、1938年では総農家数の20%が年雇を有しており、臨時雇用を含めると42%の農家が何等かの雇用に依存していることが判る(表12)。年雇数では1名が71%、2名が22%で大半を占めており、30年代後半の自小作を中心とした上向展開は、こうした外部労働力

18) 湯沢『前掲書』においては、同一データの分析からより踏み込んで10～30町自小作の生産力的優位性と30町以上経営の粗放性が指摘され(pp.82～84)、それが耕作地主化の根拠とされているようである(p.144)。しかしこの調査地には周辺部の大樹も含まれており、なお検討が必要と思われる。

19) この点と関係して、自作による規模拡大の型として子供の成長と労働力化に平行した分家用地としての規模拡大、分家創出による本家の縮小というパターンが広範に見られる。農家のライフサイクルに対応した自作展開の典型である。これに対して、自作→自小作展開が家族のそれとどう結び付くかは今後の課題である。

20) 北海道庁農産課『農業労働力に関する調査』(昭和11～13年)による。

十勝畑作地帯における農地市場の性格と中農層の形成

表12 雇用労働力使用農家の推移(北海道)

(戸、%)

年	常雇 戸数	臨時雇 戸数	合計	使用 戸数	農家 戸数	雇用農 家率(Ⅱ)	雇用農 家率(Ⅰ)	常雇 農家率
1933	12,901	45,985	58,886		199,266		(24.5)	0.5
34	16,204	54,564	70,768		198,527		(35.8)	8.2
35	15,565	56,506	72,071		200,671		(35.9)	7.8
36	16,970	52,351	69,321		200,544		(34.6)	8.5
37	24,617	63,639	88,256	74,893	198,838	(37.7)	(44.4)	12.4
38	27,120	70,226	97,346	81,750	195,411	(41.8)	(49.8)	13.9

注1) 北海道庁農産課『農業労働力に関する調査』(昭和11~13年度)より作成。  
 2) 雇用農家率(Ⅰ)は常雇・臨時雇の会計を、(Ⅱ)は使用戸数をそれぞれ農家戸数で割った比率。

に依存していた要素が強い。このことが1940年代の労働力不足下での経営規模の縮小と不耕作地の激増を加速化したと考えられる。その意味では戦時期に現れる耕作地主の性格は、年雇経営の存立基盤の問題を重視する必要があると言える<sup>21)</sup>。

## 2) 農村階層構成と中農層の形成

以上の1930年代の農民層分解の特徴を踏まえて、1940年時点における大正村の階層構成の推計を行ったのが表13である。これによっていくつかの特徴を指摘しておこう。まず第一に指摘されなければならないのは不耕地主の零細性である。この点は、常盤集落の土地台帳の整理においても確認できたが、推計では一戸分(5町)の不耕地主が $\frac{1}{4}$ を数え、二戸分以下では $\frac{2}{3}$ に達している。さらに、中札内地区の農地改革における不在地主172名のうち5町以下が39.0%、5~10町が35.5%を占めていることからそれは裏付けされよう<sup>22)</sup>。第二には耕作地主の位置に関してである。大正村の耕作地主は140戸と推定したが、これは総農家戸数の11%にあたり、推計の方法が正し

21) 耕作地主に関する若干の論点については拙稿「戦間期北海道農業論の課題」(『農経論叢』40集, 1984年) pp.169~170参照のこと。尚、崎浦『前掲書』で指摘されている第一次世界大戦後の大規模豆作の縮小として現れる1920年代の耕作地主に関しては、1930年代前半の動向との関連を含め今後の課題となる。

22) 1950年の全国一斉「農地等開放実績調査」の中札内村分の個表による。中札内村は1945年に大正村から分村しており、農地改革は独立して行われた。

表13 大正村における階層構成の推計(1940年)

(戸)

階層		土地所有階層	～5町	～10	10～30	30～50	50～	合計
土地所有		自小作	60	120		140		340
		自作	30	80	290			400
		耕作地主				100	40	140
		不耕地主	140	280	180		20	600
		合計		230	480		710	60
小作地	借手	自小作	10	170	140			340
		自作	50	80	280			410
		合計	60	250	420			750
		(面積)	(300)	(2,500)	(6,300)			(9,100)
	貸手	耕作地主	100		20		20	140
不耕地主		140	280	180		20	600	
合計		240	280	200		20	740	
	(面積)	(1,200)	(2,800)	(3,000)	(600)	(1,500)	(9,100)	
自作地		耕作地主			120	20	140	
		自作	30	80	290		400	
		自小作	60	120	120	20	340	
		合計	90	200	530	40	880	
	(面積)	(450)	(2,000)	(10,600)	(800)		(13,850)	
総計		(面積)						1,890
								(23,950)

(表の説明)

\* 自小作の所有地と借地の推計について

\* 10町以下層60戸については所有を50%以下と仮定し、所有地は5町以下とし、小作地は、耕作規模どおりとした。

\* 10～30町層については半数を所有5～10町に、半数を10～30町とした。小作地については、自作→自小作展開を想定し、所有10～30町層を小作地5～10町に、残り所有5～10町を小作地10～30町とした。

\* 30町以上層20戸については所有30～50町に、小作地10～30町とした。

階層	～5町	～10	10～30	30～50	50～	合計
自作地	10+50	120	120	20		
自小作	10	50	120+120	20		340
小作地	10	50+120	120+20			

\* 耕作地主の自作地と貸付地の推計について

自作 540戸については1941年夏期調査による「小作料その他の財産収入」による兼業農家140戸の数字を根拠として上層から140戸を耕作地主とした。その階層性については50町歩以上地主名簿(1940年)の検討から所有50町以上層を40戸とし、残り100戸を10～50町所有層とした。

階層	～5町	～10	10～30	30～50	50～	合計
耕作地主				100	20+20	140
統計「自作」	30	80	410	20		540
自作	30	80	290			400

\* 不耕地主について

以上の仮定により土地所有分布を自小作、自作、耕作地主それぞれに確定し、所有階層統計のそれぞれの残を不耕地主とした。

※ 推計値について

小作地については借手と貸手の推計面積が一致し、面積の実数値も実際の9,091町と近似的であった。自作地についても推計値13,850町は実数13,820町ときわめて近似的であった。尚、面積の推計にあたっては5町未満=5町、5～10町=10町、10～30町=15町、30町以上=30町、不耕50町以上地主75町とした。この根拠は中札内常盤部落の土地台帳からの推定によるもので、土地台帳においては1筆が1戸分=5町となっており、分別所有がないことから0～5町層は5町と近似的であるという推定にもとづく。10～30町層については「適正規模調査」からみて3戸分程度が一般的であるという判断による。50町以上層については、1940年の50町以上地主各層の面積の平均値とした。

いとすれば総土地所有者の9.5%を占め、しかも上層を形成している。その点から言えば先に述べた「大農経営」の延長線上にあると言って良い。その存在は1節で取り上げた内山農場に典型的に現れていると言えるであろう。中札内地区の場合、農地改革時の農地委員会の2号（地主）は全て耕作地主であり、農地委員10のうち3名を構成する。その改革前の所有面積と耕作面積はそれぞれ65.0-12.0町、59.9-14.0町、40.0-10.0町であり、戦時期の労働力不足を主要因とする耕作面積の縮小が想定されるが、それでも尚10町以上の耕作面積を維持していることが注目されよう<sup>23)</sup>。このように、1930年代の農村階層構成は、一方では大規模な地主的土地所有が傾向的には後退し、零細不耕地主のみが多数残存するとともに、他方では1930年代前半の「大農経営」の転化形態としての耕作地主が最上層に位置し、自作の借りたしによる自小作地的展開に端的に現れる中農層の形成が広範にみられたと整理される。

最後に、先に分析した大正地区の常盤集落の役員層の階層性について考察し、その変化をおさえることで階層構造の分析を補完することにしよう（表14）。部落の役職は区長、産業組合の下部組織である小組合（1930年設立）<sup>24)</sup>、農事実行組合（1930年設立）であるが、1910年代から20年代前半までの時期の役職は開拓当初に入植した耕作地主ないし自作が独占していたといつてよい。即ち耕作地主である①農家（豊岡：39町）とその後継である⑩農家（内山：53.6町）を頂点に、5-10町の「草分け」的な自作農（②，③，④，⑤，⑥，⑦，⑧，⑬農家）が集落運営の中心であった。しかし20年代後半以降は、規模拡大を遂げつつあった自小作を中心とした層に担い手を移行していく。

23) 同上資料による。こうした零細不耕地主の性格は定かではないが、これらは当然自作、農創設事業に乗りにくい存在であり、農地改革まで存続していたと考えられる。これらは十勝の土地所有の性格からみて多分に資産的の所有と考えられるが、具体的な追求は今後の課題である。

24) 一般的には1932年の産業組合法改正によって農事実行組合を法人化して産業組合に加入させ下部組織としたが、中札内産業組合においてはそれより早く1930年に下部組織として小組合を組織し、主として信用事業の連帯保証制に活用した（中札内産業組合『創立二十周年記念録』1937年、pp.6-10）。なお、隣接の幸農産業組合においても同様の制度が実施されている（中嶋信「地主制の危機と産業組合拡充運動」、『名寄女子短大学術研究報告』vol.11, 1978年、p.70）

表14 部落役員の階層性

(面積：反)

農家 番号	在住期間	推定階層	土 地 所 有			役 職							
			戦前土地集積(反)	農地改革	ピーク時所有	1910'S	20～	25～	30～	35～	40～	45	
1	'06～14	耕作地主	'11～'13・16 390.8	—	390.8	07～?	区長						
2	'10～14	自作	10～15 67.6	—	67.6		区長						
3	'10～40	自作	10～15 50.0	—	50.0		区長						
4	'11～23	自作	?～24 49.9	—	49.9		区長						
5	'09～現在	自作	11～ 45.4	0	45.4			'20 区長					
6	'07～現在	自作	11～18 130.5	—	130.5			21～22 区長					
7	'10～68	自作	09～ 80.9	0	80.9		区長					35～38 実行	
8	'09～42	自作	09～43 100.0 34～43 48.6	—	148.6		区長					39～40 実行	
9	'09～現在	自小作	10～ 60.4 19～ 49.6 16～19 50.0 32～ <sup>㊟</sup> 50.0	+ 102.4 △ 50.0	160.0			24～26 区長		32～35 小組合			
10	'11～'40	自作	17～35 159.2 12～23 39.3	—	258.5			27～28 区長		30～37 小組合			
11	'09～現在	自小作	09～ 177.2 34～ 150.0		327.2			29 区長				37～38 区長	
12	'10～現在	自小作	10～ 56.4 29～ 96.4	+ 56.5	152.8					30～31 区長		38 実行	
13	'10～49	自作	11～ 78.8 34～ 98.9		177.7	06～10 村議				30～35 実行			
14	'16～現在	小作	34～ 99.3 45～ 50.0 34～38 50.0		149.3							37～ 小組合	
15	'18～49	耕作地主	13・16 <sup>㊟</sup> 535.6	△ 535.6	535.6	14～		村議		～28			
16	'24～現在	自小作	27～ 100.0	+ 44.5	100.0							39～40 区長	
17	'23～71	自小作	24～12 49.9 35～ 99.9 30 32 50.0 34～ 100.0		199.9							41 区長 実行	
18	'25～38	小作	34～40 98.9		98.9							34～36 小組合	

注1) 『常盤史』, 中札内産組『創立二十周年記念録』, 土地台帳により作成。

2) 役職の実行は農事実行組合長, 小組合は小組合長を示す。

まず区長については、⑨→⑩→⑪→⑫農家という動きを示すが、4戸のうち3戸は自小作である。特に⑩農家は所有地17.7町，借地15町（1934年自作化）の典型的な自作→自小作展開を示しており注目される。次に産業組合の下部組織である小組合の組合長は、区長との重複を含む⑩，⑨，⑬，⑭農家が担当しており，経営面積はほぼ15～20町の自作ないし自小作である（⑬農家は1936年に小作から自作）。農事実行組合長についても8～15町の自作層（⑬→⑦→⑧農家）が担当している。このように集落段階での役員層の動向においても，開拓初期と1930年代での構造変化を見て取ることができる。そこでは一方での耕作地主や「草分け」的の自作から自小作・自作の上層農家を中心とした役員層への転換がみられ，またその機能としても産業組合や農会の下部組織（「小組合」，農事実行組合）の形成があり，そこでの中農層の中心的な役割の強化を指摘する事ができるのである。

#### おわりに

以上，1930年代を中心に戦間期の十勝における地主的土地所有の後退過程とそのもとにおける1930年代前半の「大農経営」の形成，後半期における自作→自小作展開による中農層の形成を跡づけてきた。これらの両者の関連については課題として残さざるを得ないが，何れにしろ両者はこの時期広範に形成をみる中農層の中核的な部分をなしているのである。こうした農民層を基盤として，分析対象とした1930年代には産業組合の急速な展開がみられる。そこでの農民による豆を中心とした商品化への対応の分析は，その主体の機能的な解明にとって重要な意味を持つが，これについても課題として残される。